

## 藤沢市潜在保育士保育体験費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、現在は働いていない保育士資格保有者（以下「潜在保育士」という。）のうち復職を希望する者に対し、経済的支援をすることにより、本人の円滑な就労と本市の保育士不足の解消を図ることを目的として、予算の範囲内において藤沢市潜在保育士保育体験費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 保育施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち、藤沢市内において法人又は個人が運営する施設。

#### (2) 保育体験

藤沢市保育体験実施要綱に基づき、保育士として復職するうえでの事前知識の習得及び復職に向けての不安解消を目的とする職場体験の受け入れを市内の公立保育所（以下「受入施設」という。）で行う事業。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 潜在保育士のうち、市内保育施設への復職を希望していること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他法令等による類似の補助を受けていないこと。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、受入施設において保育体験を行う際に必要となる経費で、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 自宅から受入施設までの交通費（公共交通機関のうち鉄道及びバスのみ）

(2) 細菌検査等の検査費

2 補助金の額は、実費に相当する額とする。ただし、検査費については、1万円を限度とする。

（補助金交付申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市潜在保育士保育体験費用補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 受入施設が発行する保育体験修了証の写し

(2) 交通経路の報告書

(3) 検査費の領収書の写し

2 前項の申請期間は、保育体験が修了した日から、翌月の末日（同日が藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）に定める市の休日に当たる場合は市の休日の翌日）までとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金交付決定）

第6条 前条第1項の規定により、補助金交付の申請があった場合は、審査のうえ、補助金交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定し、藤沢市潜在保育士保育体験費用補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとする場合は、藤沢市財務規則（昭和39年藤沢市規則第7号）に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付を受ける者の責務）

第8条 補助金の交付を受ける者は、本市の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、市内保育施設に勤務するように努めなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、取消しに係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。